

みよし市暮らしの便利帳共同発行事業仕様書

1 業務名

みよし市暮らしの便利帳共同発行事業

2 概要

みよし市の行政情報や地域情報等をまとめた行政情報誌「みよし市暮らしの便利帳（以下「便利帳」という。）」を発行し、配布する業務をみよし市（以下「市」という）と発行事業者等（以下「事業者」という。）が共同で行う。

3 発行時期

令和8年5月頃（予定）

4 規格等

(1) サイズ

A4判 タテ型

(2) 刷り色

4色刷り

(3) ページ数

120ページ以上

(4) 製本

無線綴じ

(5) 紙質

ア 本文

上質紙 35キログラム以上

イ 表紙

アートボードK判 12キログラム以上

5 掲載内容

(1) 行政情報（70ページ程度）

(2) 地域情報

(3) 広告

6 作成等

(1) 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、事業者が行う。その際、企画・編集等は、みよし市と十分協議することとし、市の承認を得なければならない。

(2) 市は、事業者の求めに応じて行政情報を事業者に提供する。また、写真やイラスト等、事前に許可が必要な場合は、必要期日までに使用許可を得なければならない。

- (3) 地域情報は、市域その他市が指定する範囲の地域情報とし、その内容の範囲は、(4)に規定する広告内容の範囲に準ずるものとする。
- (4) 校正は、原則として2回以上行う。
- (5) 事業者は、便利帳の納品に合わせ、その全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものを含む。）をPDF形式に変換した電子記録媒体を市に提出する。
- (6) ページデザイン及び掲載物の全ての権利は、みよし市に帰属するものとする。
- (7) 事業者は、インターネット環境で便利帳の内容が閲覧できるようにする。
- (8) 市が必要と認めたときは、正誤表又は訂正用シールを作成し、市へ納品しなければならない。

7 広告

- (1) 事業者は、便利帳の誌面に広告を掲載できるものとし、事業者が募集するものとする。
- (2) 掲載できる広告内容については、みよし市暮らしの便利帳共同発行业実施要領の内容を遵守しなければならない。
- (3) 広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする

8 費用負担

事業者は、発行及び配布に係る全ての費用を負担する。

9 配布及び納品

- (1) 事業者は、発行した便利帳を無償で全世帯に配布する。
- (2) 事業者は、配布にあたり、当初発行時に未配布の世帯から配布の要請があった場合は、適宜配布をする。
- (3) 配布残冊については、みよし市の指定する場所に納入する。

10 協定の締結

発行业事業者として選定された者は、みよし市暮らしの便利帳共同発行业に係る協定を締結するものとする。

11 その他事項

本仕様書及び協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに市と事業者双方が協議し、決定するものとする。